

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)
地域名 (地域内農業集落名)	細川町 (脇川)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	12.34 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	12.22 ha
② 田の面積	12.11 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.23 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) 規模拡大意向面積 100a (4) ※()内は、目標地図上の表示	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地区内の農家戸数は8戸で、内8戸が酒米「山田錦」を中心とした水稻経営を個別完結型で行っている。意向調査回答者11名のうち5名(45.4%)が、65歳以上であるが、比較的若い世代の割合が多いのが特徴である。脇川営農組合を組織し、3戸が加入しているが、機械の共同利用のみとなっている。天候等で農機具を使用できない日もあり、今後の営農組合の在り方の検討も必要となっている。規模拡大志向農家がいる一方、規模縮小意向の農家もあり、今後の地域農業のあり方や担い手となる者の育成が必要となっている。家族経営等兼業農家が多く、10年程度は現状維持で経営することができる見込みであるが、それ以降の目途が立っていない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻栽培は、引き続き、酒米「山田錦」を主要品種としつつ、食用米(小粒)はキヌヒカリ、ヒノヒカリとする。脇川営農組合は現在3戸であるが、地区内の個別完結型である非組合員の加入を進め、組合の規模拡大を目指す。今後の担い手については、地区内の若手農家が認定志向農家(規模拡大志向農家)であるため、将来の担い手となってもらえるよう地域で支えながら育成する。地区内で空き農地が発生した場合は、地区内の認定志向農家(規模拡大志向農家)へ農地を集積していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、地区内の認定志向農家への農地の集積・集約化を基本として、カバーできない農地については周辺地域の担い手への集積も行いながら農地利用を進める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	33.9	%	将来の目標とする集積率 35 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現在は、個別に農地利用を行っているため、団地化は図られていない。今後、規模縮小や離農した農地を上記(1)に記載した担い手に集約する。団地数や団地面積は未定である。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
離農、規模縮小が生じた場合、認定農業者を中心に集積、集約化を図り、農地利用最適化推進委員と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備事業は完了している。また必要に応じて、パイプラインの整備等、地区内で随時話し合いを進めて行く。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地区内外から多様な経営者を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業及び収穫作業は、JA等の農業支援サービス事業者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①地区による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。				
③今後の機械更新の際には、スマート農業への取組も視野に入れ、作業効率の向上や省力化を図っていく。				
⑦中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保土管理のための取組を進めて行く。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認就		水稻 花卉	4.02 ha	ha	水稻 花卉	4.02 ha	ha	4	
利用者		水稻	0.13 ha	ha	水稻	0.13 ha	ha	7	
利用者		水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	8	
利用者		水稻	0.58 ha	ha	水稻	0.58 ha	ha	13	
利用者		水稻	1.19 ha	ha	水稻	1.19 ha	ha	27	
利用者		水稻	0.66 ha	ha	水稻	0.60 ha	ha	31	
利用者		水稻 野菜	0.13 ha	ha	水稻 野菜	0.00 ha	ha		
利用者		水稻	1.48 ha	ha	水稻	1.48 ha	ha	35	
利用者		水稻	2.12 ha	ha	水稻	2.12 ha	ha	39	
利用者		水稻	1.43 ha	ha	水稻	1.43 ha	ha	40	
計			11.83 ha	0 ha		11.63 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
		病虫害駆除、乾燥調製	水稻
		耕うん、田植え、刈取り	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。